

学校選択制の区域設定②

◆学校選択制の基本内容◆

④ 学校選択の方法（規則第6条）

- ・ 学校希望調査票は期間内に全員が提出。
(通学区域内の学校を希望する場合も提出)

⑤ 選択による優先 ※区によって異なる（規則第8条）

- ・ (a)～(d)を優先扱いが可能。((a)は必ず優先扱い)
 - (a) 通学区域内に居住
 - (b) きょうだい関係 (c) 自宅からの距離
 - (d) 進学中学校(選択した小学校の通学区域にある中学校)

※城東区では(a)のみとし、それ以外は優先理由としていない

⑥ 通学

- ・ 原則徒歩で自転車の利用は禁止



校舎整備の方向性（案）

中浜小学校	森之宮小学校
• S38.2～39.3築（西側校舎） • S46.3～50.3築（東側校舎） • 耐震診断、改修済（H8） • 大規模改修済み（H28）	• S54.3築（校舎2棟） • 耐震診断、改修済（H8） • 大規模改修済み（H24）
• 外壁塗装 • 美装化と小補修 → 当面は大規模な改築等予定なし	• 新校舎建設（運動場用地に建設） - 建設費 7～8億 円 - 設計費 3千万 円 ※ 児童数増による必要教室確保のため、4階建の校舎を新たに建設 ※ 建設費等は過去の同等規模の建設事業から試算
• 運動場用地 3,248m² • 校舎敷地 5,768m²	• 運動場用地 6,015m² • 校舎敷地 3,947m²



中浜小学校▶



◀ 森之宮小学校



